

電気需給条件 [低圧]

2023 年 6 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

電 気 需 給 条 件 [低 圧]

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	需給条件および料金条件の変更	1
3	定 義	2
4	単位および端数処理	4
5	細 目 的 事 項	5
II	契約の申込み	6
6	需給契約の申込み	6
7	需給契約の成立および契約期間	7
8	需 要 場 所	8
9	需給契約の単位	8
10	供 給 の 開 始	8
11	供 給 の 単 位	9
12	需 要 区 分	9
13	契約容量および契約電力	11
14	需給契約書の作成	13
III	料金の算定および支払い	14
15	料 金	14
16	料金の適用開始の時期	14
17	検 針 日	14
18	料金の算定期間	15

19	使用電力量の算定	15
20	料 金 の 算 定	17
21	日 割 計 算	17
22	料金の支払義務および支払期日	18
23	料金等のお知らせおよび請求	19
24	料金その他の支払方法	19
25	延 滞 利 息	21
IV	使用および供給	22
26	適正契約の保持	22
27	力 率 の 保 持	22
28	需要場所への立入りによる業務の実施	22
29	電気の使用にともなうお客さまの協力	22
30	供 給 の 停 止	23
31	供給停止の解除	23
32	違 約 金	23
33	供給の中止または使用の制限もしくは中止	24
34	損害賠償の免責	24
35	設 備 の 賠 償	24
V	契約の変更および終了	26
36	需給契約の変更	26
37	名 義 の 変 更	26
38	需給契約の廃止	26
39	需給開始後の需給契約の消滅または変更にとともう 料金および工事費の精算	27
40	解 約 等	30

41	需給契約消滅後の債権債務関係	31
VI	供給方法，工事および工事費の負担	32
42	供給方法および工事	32
43	工事費負担金等の負担	32
附	則	34
別	表	37

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受け、または特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）および低圧電気供給条件（以下「電気供給条件」といいます。）により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて、一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して電気を供給するときの供給条件は、この電気供給条件〔低圧〕（以下「この供給条件」といいます。）によります。

なお、電気料金については当社が別に定める主契約料金条件および附帯料金条件（以下これらを総称して「料金条件」といいます。）によります。

また、料金条件に、供給条件について特に定めのある場合は、その料金条件によります。

- (2) この供給条件は、次の地域に適用いたします。

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）、

2 供給条件および料金条件の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この供給条件および料金条件を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給条件〔低圧〕および料金条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因により、この供給条件および料金条件を変更するが生じた場合

ロ 1（適用）(2)を供給区域とする一般送配電事業者等（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令

の制定もしくは改廃により、この需給条件および料金条件を変更する必要がある場合

ハ その他、この需給条件および料金条件を変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) 当社は、この需給条件および料金条件を変更する場合には、変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）によりお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、変更しようとする事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 定 義

次の言葉は、この需給条件および料金条件においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

- (2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契 約 種 別

主契約料金条件に定める契約の種別をいいます。

(8) 附 帯 種 別

附帯料金条件に定める契約の種別をいいます。

(9) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大需要電力

記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値をいいます。

(12) 需 給 地 点

電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この需給条件および料金条件において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、13（契約容量および契約電力）(2)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 細目的事項

この需給条件および料金条件に記載のない細目的事項については、この需給条件および料金条件の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給条件および料金条件を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。また、本人確認を行なうため、当社は、お客さまに必要な書類を提示いただくことがあります。

契約種別、附帯種別、供給電気方式、需給地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金条件に定める事項等

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること

ハ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること

ニ お客さまが、この需給条件および料金条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知する場合があること

- (3) 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用

開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により提出していただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準、託送約款等およびその他の法令等にしたいが、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- (6) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも需給契約の廃止または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この需給条件および料金条件による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地

点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合
- (2) 1需要場所において、電灯または小型機器を使用する契約種別と動力を使用する契約種別とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さま

および当該一般送配電事業者等と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 需要区分

需要区分は、次のとおりといたします。

(1) 電灯需要 A

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものをいいます。

イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること（最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。）。

ロ 1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ハ 供給約款に定める定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハ

に該当し、かつ、ロの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 電 灯 需 要 B

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものをいいます。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 電 力 需 要

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものをいいます。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別と

あわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

13 契約容量および契約電力

契約容量および契約電力は、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量

イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表6（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(2) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただ

きます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

14 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

15 料 金

料金は、各契約種別ごとに料金条件に規定する料金といたします。

16 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

17 検 針 日

検針日は、次により、当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし、当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日まで
の期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたと

き。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

18 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、託送約款等に定める検針期間または計量期間（以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 19（使用電力量の算定）(5)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

19 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(4)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間とし、消滅日における使用電力量は、その前日に使用したものとみなします。）において合計した値といたします。

イ 記録型計量器により計量する場合で、17（検針日）(5)のときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところを基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、17（検針日）(2)または(5)のときの料金の算定期間の使用電力量は、原則として、次によ

て算定いたします。ただし、当月または前月の料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

$$\frac{\text{前月の使用電力量}}{\text{前月の料金の算定期間の日数}} \times \text{当月の料金の算定期間の日数}$$

ハ 17（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、計量値を確認するときは、その値によります。

- (2) (1)イまたは(4)により、お客さまと当社との協議によって料金の算定期間の使用電力量を算定する場合、当社が、託送約款等に定めるところを基準として使用電力量を算定することを書面の交付または電磁的方法によりお客さまにお知らせし、お客さまから異議の申出がないことをもって、お客さまと当社の協議が成立したものとみなすことがあります。
- (3) 当社は、書面の交付または電磁的方法により、使用電力量等をお客さまにお知らせいたします。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところを基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (5) 従量制供給のお客さまについて、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところを基準として、お客さまと当

社との協議によって定めます。

20 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 18（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および附帯種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 料金条件に定める契約種別から他の料金条件に定める契約種別に変更した場合の料金は、原則として、契約種別ごとの料金をあわせて1月の料金を算定いたします。

21 日 割 計 算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。ただし、20（料金の算定）(1)ロの場合で、契約種別等を変更したことにより料金に変更があったときは、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間にそれ

ぞれ区分して算定いたします。

なお、計量値を確認する場合は、その値によります。

また、電力量料金の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 20（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、20（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

22 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、請求日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、料金を24（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で、お客様が請求日の翌日から起算して31日目以降の振替日を希望し、かつ、当社が承諾したときの支払期日は、その振替日といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法15条第1項に規定する政令で定める日等（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需

給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、当社が定めた日といたします。

23 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を、電磁的方法により行ないます。

なお、この場合、当社が料金をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなします。

- (2) 当社は、(1)にかかわらず、次の場合には、料金等のお知らせおよび請求を書面の交付により行ないます。

イ お客さまがインターネット上の当社ウェブサイトに登録されていない場合

ロ お客さまが料金を24（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合

ハ お客さまがとくに希望される場合

- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、次に定める書面発行手数料を料金とあわせて支払っていただきます。ただし、22（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払っていただく場合は、書面発行手数料は申し受けません。

書面発行手数料（1 契約種別につき）	110円00銭
--------------------	---------

24 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、次により、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替

える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人(以下「債権回収会社等」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 17(検針日)(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支

払期ごとに支払っていただくことがあります。

25 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

IV 使用および供給

26 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯または小型機器を使用する契約種別のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は、この需給条件および料金条件ならびに託送約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送約款等の定めにしたがい、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設し

ていただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

30 供給の停止

- (1) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

- (3) (1)によって電気の供給を停止した場合には、当社は、料金の減額は行ないません。

31 供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

32 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

イ 電気工作物等の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

- (2) (1)の免れた金額は、この需給条件および料金条件に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

33 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) 当社は、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

34 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 40（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが6（需給契約の申込み）(6)の措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

35 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したこと

により，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

36 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものとし、その旨を当社へすみやかに申し出ていただきます。

なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として検針期間等の始期といたします。

- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

37 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

38 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

- (2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 需給契約は、契約期間満了日の経過によって消滅いたします。この場合の需給契約の消滅日は、契約期間満了日の翌日といたします。ただし、7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロにより需給契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

ロ 40（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、その日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ニ 当社または当該一般送配電事業者等の責めとにならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ホ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、廃止期日と新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日が異なるときは、開始日に需給契約は消滅するものといたします。

ヘ お客さまが電気の供給を受ける小売電気事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たな小売電気事業者が電気を供給するために必要な手続きを廃止期日の2暦日前から起算して1営業日前の日の前日（記録型計量器以外の計量器を取り付けている場合は廃止期日の2暦日前から起算して8営業日前の日の前日といたします。）までに行なわなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

39 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約の消

減または変更の日に料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

イ お客さまが料金適用開始の日（当社から継続して電気の供給を受けているものについては、その継続して電気の供給を受けているすべての期間の始期といたします。）以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合は、料金適用開始の日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって供給約款に定める臨時電灯または臨時電力（以下「臨時電灯または臨時電力」といいます。）を適用いたします。

ロ お客さまが料金適用開始の日（イに準じます。）以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合は、料金適用開始の日（イに準じます。）から契約容量または契約電力を減少しようとする日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約容量分または減少契約電力分につき臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量とそれ以外の使用電力量は、使用電力量を、減少契約容量分または減少契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

ハ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合（イの場合を除きます。）は、契約容量または契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって増加された契約容量分または契約電力分につき臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量とそれ以外の使用電力量は、使用電力量を、増加契約容量分または増加契約電力分と増加前の契約容量分または契約電力分の比であん分したものといたします。

ニ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合（ロの場合を除

きます。)は、契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少しようとする日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少契約容量分または減少契約電力分につき臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量とそれ以外の使用電力量は、使用電力量を、減少契約容量分または減少契約電力分と残余分の比であん分したものといたします。

ホ 料金条件の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまについては、お客さまが料金適用開始の日（イに準じます。）またはお客さまが契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合または契約電力を減少しようとする場合とは、お客さまが料金適用開始の日（イに準じます。）またはお客さまが契約負荷設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合またはお客さまが契約負荷設備の総容量を減少しようとする場合もしくは協議によって契約電力を減少しようとする場合といたします。

- (2) お客さまから申し受ける料金の精算額は、(1)によって臨時電灯または臨時電力を適用して算定した料金と、既に申し受けた料金との差額といたします。
- (3) (1)の場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき工事費の精算に係る請求を受けたときは、当社は、当該金額をお客さまに支払っていただきます。
- (4) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約容量または契約電力に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、需給契約の消滅日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

40 解 約 等

- (1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ニ この需給条件および料金条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この需給条件および料金条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ヘ お客さまが破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

リ お客さまがその他この需給条件および料金条件に反した場合

- (2) お客様が、38（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

41 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法，工事および工事費の負担

42 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
- (3) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

43 工事費負担金等の負担

- (1) 当社が当該一般送配電事業者等から，託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として当該一般送配電事業者等による供給準備着手前にお客さまに支払っていただきます。

なお，工事費負担金等は，託送約款等にしたいがい，必要に応じて精算するものといたします。

- (2) 当社は，必要と認められる場合には，お客さまとの間で，工事費負担金等に関する必要な事項について，供給準備着手前に契約書を作成いたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消した

は変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまに支払っていただきます。

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この需給条件は、2023年6月1日から実施いたします。

2 この需給条件の実施にともなう経過措置

この需給条件にもとづく、2023年6月検針日の前日までの料金における燃料費調整は、別表2（燃料費調整）にかかわらず、次により行ないます。なお、定額制供給の場合の検針日は、そのお客さまが属する検針区域の検針日といたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの

平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

2023年1月1日から2023年3月31日までの期間の平均燃料価格により算定された燃料費調整単価を適用いたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、各契約種別ごとに料金条件に規定する基準単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

(イ) 最低料金を設定する契約種別

基準単価は、各契約種別ごとに料金条件に規定する基準単価といたします。

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19銭6厘
-------------	-------

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ電磁的方法によってお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イという検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入

品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、
(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、

(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、各契約種別ごとに料金条件に規定する基準単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

(イ) 最低料金を設定する契約種別

基準単価は、各契約種別ごとに料金条件に規定する基準単価といたします。

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15銭4厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を電磁的方法によってお知らせいたします。

3 契約容量および契約電力の算定方法

13（契約容量および契約電力）（1）ロまたは（2）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入 力 （ボルトアンペア）	入 力 （ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1, 200	735
1, 000 "	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット）× 133.0パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3 \text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0 \text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大 入力(キロボルトアン ペア)の値とい たします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド "		2
	1.5 マイクロファラッド " 3 マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{の機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

6 契約負荷設備の総容量の算定

契約負荷設備の総容量の算定は、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は、各契約種別ごとに料金条件に規定する料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 19（使用電力量の算定）(5)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イにいう検針期間等の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦

日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。